

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十九年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 六月二十一日（木）午前十時

日程第一 議案第三十一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二 議案第三十二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第三 議案第三十三号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第四 議案第三十六号 昭和五十九年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第五 議案第四十九号 屋外運動場新設工事請負契約

日程第六 議案第四十八号 国鉄八高線八王子・高麗川間電化早期実現に関する意見書

日程第七 推薦第一号 福生市農業委員会委員の推薦について

日程第八 推薦第二号 福生市農業委員会委員の推薦について

日程第九 閉会中の継続審査申し出について

日程第十 特定事件の継続調査について

午前十時二分 開議

○議長（田村市郎君） ただいまから昭和五十九年第二回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（田村市郎君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたして下さいます。

（森田議会議務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

二、意見書の受理について（別添参照）

三、福生市農業委員会委員の推薦について（別添参照）

○議長（田村市郎君） 以上で報告は終わりました。

○議長（田村市郎君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 宮沢良一君登壇）

○議会運営委員長(宮沢良一君)

御指名をいただきましたので、去る十九

日に開催いたしました議会運営委員会の結果について報告いたします。

委員会は、本日の最終日の議会運営について協議いたしました。新しく追加された議案は、市長から契約同意議案一件と、議員より意見書一件、推薦議案二件の計四件であり、ほかに、すでに審査を終りました議案四件の計八件であります。

日程につきましては、お手元に御配付の日程表のとおり、最初に各委員会から提出されている審査報告書をお願いし、次に、市長から提出された議案、議員から提出された議案の順序でお願いすることといたしました。

また、新しく提出された議案の取り扱いでございますが、いずれも急施を要する議案であり、慎重に審査の上、即決をお願いすることといたしました。

次に、全員協議会についてありますが、理事者側、議会側にそれぞれ協議議題がありますので、本会議終了後開催することといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営できますよう願っています。報告といたします。

○議長(田村市郎君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長(田村市郎君) これより日程に入ります。

日程第一 議案第三十一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございますので、議題となっております議案第三十一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、当委員会の審査報告と、その概要について御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていたいただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず委員より、この前の税条例の改正でそれぞれ控除額がかなり引き上げられて一兆円減税のうちの三千億円の地方税の減税が行われた。今回の税率がアップするとかかなりの増収になるのではないかと。その関連はどうかとの質疑に對して、確かに、この第三十三条の三の表にあるように二十万円というように税金が低いところから取られることもあって、税率が〇・五％アップになった。これに伴う増収は四千億円と見ている。給与所得控除の改正によって減税分が五千万円ぐらいと見込んでいるので差し引きが一千万円程度の減税になるのではないかと。答弁がなされたわけであります。

さらに、委員より、市税の滞納総額と、その対応と徴収において公平さを欠くのではないかと。質疑があったわけですが、これに對しては、総額で五十九年度当初一億二千八百万円と見ていたが、現らく一億五

千万円を超えるのではないかと。徴収率が落ちないよう努力をしているところである。とりわけ当市の場合には所得階層が二十六市の中でも武蔵野市などに比べると担税力が半分ぐらいいし、現状である。職員を督促して不公平のないようにしなければならぬと、このように日ごろ言っている。また、秋川市では徴収委託をやっているが、当市でもそういうことをやろうかという考え方を持っている。

滞納という問題の処分、これについては専門職でなくてはならないということ、いま隣接の税務課長の研究会があり検討している段階であるとの答弁がなされました。

お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ当委員会の報告どおり御採択くださいますようお願い申し上げます。そして、委員会のお審査報告といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終ります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。反対者、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君)

議案第三十一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

今回の条例改正は累進税率にするといった理由で低所得者層の税率をアップしたものです。今回の税率改正で約四千万円の増税となります。しかも高所得者層には税率を下げるものとなっています。このような税率改正は大多数の国民に負担をかけるものとなり、とても賛成できるものではありません。

以上、簡単ですが、反対討論といたします。

○議長(田村市郎君)

以上で討論は終ります。先ほどの委員長の報告の中の訂正をお願いいたします。

発言の訂正発言

○十七番(東田正治君)

発言の中で、四千万円との発言があったと思いますが、四千万円の間違ひでござります。訂正させていただきます。

○議長(田村市郎君)

ただいまの委員長の報告に対して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって、そのように訂正いたします。

これより議案第三十一号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君)

起立多数であります。よって、議案第三十一号は委員長長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第二議案第三十二号 福生市邵市計画
税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員
長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございますので、議題となっております
議案第三十二号 福生市邵市計画税条例の一部を改正する条例
例について当委員会の審査報告をいたします。
なお、お手元御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただき
ます。

(議案不審査報告書) 別添参照

御案内のとおりに議案第三十二号につきましては各項の変更といた
うございまして、質疑もなく、お諮りいたしましたところ 全員異議なく
原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

当委員会の報告とおり 御可決くださいますようお願い申し上げます。
て、審査報告をいたします。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。
これより議案第三十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第三十二号
は、委員長の報告とおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第三議案第三十三号 昭和五十九年度福生

市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本安本については、総務・建設・厚生三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長

東田正治君。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君)

御指名でございますので、議案第三十三号昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第一号)(歳入及び歳出予算のうち、総務委員会所管分)について、当委員会の審査報告とその概要を御報告を申し上げます。

(なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。)

(議案不審査報告書) 別添参照
審査の方法といたしましては、まず歳入全般と第二表の地方債補正を審査し、続いて歳出について審査をいたしました。歳出の当委員会所管分につきましては、議会費、それから総務管理費中の諸費、戸籍住民基本台帳費と統計調査費を除く総務費、それから工不費中の

住宅費、教育費、予備費でございます。

まず、委員より、学習等供用施設補助金は七千五百十万円の定額といたしまして、原則的には建設費の三分の二が基準だと思いが、歳出を見ると二分の一となっている。これは実額とどのぐらいの差があるのか。あるいは定額補助は年々改正はされているのか。

また、コミュニティ建設事業補助金は総事業費から国庫補助と起債を引いた残りの一千万円と言いが、補助基準はあるのか等々の質問がなされました。

これに對して、定額は毎年変わっていて五十八年度では七千四百六十万円であった。したがって五十九年度では五十万円ほどふえてきている。こういう答弁がなされたわけでございます。

それから、コミュニティの補助については総事業費の一億五千万円から防衛補助金と起債相当額を引いたその残りに對して一〇〇%つく。したがって、対象事業からすると正式には一千九百六十万円ぐらいつくことになる。部予算の範囲という冬項もあり、部と積極的に交渉した結

果一千万円組んだ。こういうふうな経過があるわけで今後加力していきたいとの
の答弁がありました。また、委員より、こういう問題については常に強く要
望し、超過負担のないようにぜひ心がけていただきたいとの要望があったわけ
でございます。

次に歳出につきましては、委員より、学習等供用施設費の中で児童
館的要素を持つものというところだが、遊びの指導も将来はやっていくと理
解してよいのかとの質疑に對しまして、子供については、わざわざ、あかたけは
図書館機能を持った施設である。また、松林、白梅は公民館機能を
を持った施設で、今回のお願いしているのは児童館機能を兼ねた子供
ということになる。一部遊びというところは広場の関係も出てくるので、広場
については併設ということになる。遊びの指導等は工作室とか、児童に對
する教養的な問題があるので、いずれにしても学習を對象にした機能
を持たせるといふ考え方で内部調整をしているところである等々の答
弁があったわけでございます。

お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決をすべき

ものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会の報告となり御採決くださいますようお願い申し上
げまして、審査報告といたします。

○議長(田村市郎君)

次に建設委員長 加藤謹之助君。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君)

御指名でございますので議案第三十三号
について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

今回の第一号補正予算中、建設委員会に付託されました部分は、歳
出の中の総務費の統計調査費、労働費、農林水産業費、商工費、
住宅費を除く工不費でありまして、いずれも職員の手当と人事異動に
伴う人件費等の増減による補正であるとの説明があった後、お諮り
しましたところ、全員異議なく原案のとおり可決するべきものと決定した次
第であります。

何とが当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 次に厚生委員長仲村清信君。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第三十三号の厚生委員会所管分について委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りまして、委員より、南田園地区の児童館新築工事に要する経費で設計委託料が計上されていますが、これはいつごろをのみにされているのか。遊技場とか、そういうものが設計されるようであるが、子供は児童館ができたときに一緒にできるのか。それと、児童館ということになると指導員とか、そういう兼ね合いのことについても聞かせてほしいとの質問がございました。

これに對しまして担当部長より、今回は設計費のみの計上で、学習等供用施設がここで工事に入ろうということであって、具体的に設計するということでありすが、財政上の問題がございまして、これらを十分考慮した上で早い時期にさきの説明で申し上げた二百九十平方メートル分を建設しようということである。それから、指導員については、いま片内でのうふうな対応をしていくか協議をしており、児童厚生員というふうな形が国ではとられており、これはあくまでも地域会館としての機能とあわせて児童館をつくるという事なので両方を兼ねたものという事で現在検討してある。児童館としての機能を果たせるようなことで今後考えていきたい。これらの答弁がなされました。

また、続いて質問として子供の方は工事をするとき同じ建物であるので児童館分だけは建物を後から追加工事として建て増しのような形でやられるのか、それとも二百九十平方メートルはあけておくというふうな形でやられるのかとの質問に對しまして、併設ということであるので区分を無理にすればできますが、建物としては一体的なものと考へているということだ。

御議決をいただければ、さういふ内容は内容についての設計にしていただきたいの
答弁がなされました。

次にケアセンターの補助金について、その経緯はどうなっていたのかとの質
問に對しまして、福祉部長より、老人のケアセンターの補助金についての経
過説明として、この件については厚生委員会では視察をいただいてケアセ
ンターの施設については御理解をいただいておりますが、ございまして、はつきり
申し上げて、私どもも大変戸惑いを感じております。本来ですと社会福
祉法人に対する補助金の交付手続に関する条例に基づく規則に準
拠してやるべきところであるが、大変申し上げにくいことではあります。が、
松楓会の方で福生市と羽村町については話がなされた。その状態
で工事が進められてしまったんだ。後になって今回の話が出てきたわけで、
この点、いままでの経過としては大変むずかしい問題である。議会に對
して話していくにも大変後日の承認事項であるのでむずかしいと、再三に
わたって松楓会の方へは回答をしてある。しかし、羽村町において五十八年
三月の最終補正で八百三十万を予算措置して補助を出してしまつた。

残つてゐるのは福生市だけだといふことで、大変申しわけなく感じてゐる。
地域福祉をケアセンターを通してやっていくといふことは非常に大切なこと
でなくてはならない施設ではあるが、議会に對しては大変説明をする工
で申しわけなく感じてゐる。

それから、いままでの経過を申し上げるといふことでの説明として、五十五年
十月に施設の設計準備がされたと聞いてゐる。これは松楓会の方に聞い
たもので、その後、五十五年六月に都の許可があり、五十七年三月十四日に
着工をしてゐる。完成は五十八年三月二十九日、五十八年四月一日にオー
ンして現在に至つてゐるわけであるが、私どもの市長の所に秋川の市長が
あつたにきたのが五十八年の三月十八日でありまして、その直前に二市一町の
担当者の話し合いもされてゐた。松楓会ではこういう形でやってきて、先ほど
説明をさせていたように、国、都の補助を除く四分の一補助、すなわち
二千四百九十万円に對する三百八十万円の均等の補助をお願いしたいといふ
ふうなことである。(「八百三十万円」と呼ぶ者あり) 失礼しました。八百三十
万円の均等の補助をお願いしたいといふふうなことになるので、さうい

うようなことで、対応について担当の課長会で数回にあたって協議をしてきた。その段階で事務手続上、施設が完成した後の現時点においては非常にむずかしいというふうな話し合いをしてきてゐる。

いずれにしても、この紅協の事業としてアセントリーのニョート・ステイワーズ、寝たきり老人の入浴サービス、給食サービス等については引き続きやっていただくような話になってゐる。福生市だけが補助金の八百三十万円を出してないというふうな話になってゐるので、非常に恐縮でござりますけれども、今回、予算措置をいたして、ぜひともこれの實現をお願いしたい。今後こういうふうなことのりより注意をしていきたいと思う。また、設計準備あるいは部の許可の段階で全く話がなかつたといふことで、大変事後承諾的な申しわけない形になって御迷惑をかけてゐる。このような経過説明がござりました。

これらの説明を聞いた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。

審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で各委員長長の報告は終わりました。

これより各委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第三十三号について採決いたします。

本案に対する各委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は各委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十三号は

各委員長長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第四 議案第三十六号 昭和五十九年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。